

赤穂市指定給水装置工事事業者指定申請書類の提出にあたっての注意事項

1. 当初の申請時に必要なもの。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
 - ・ 役員の氏名は、法人の場合は登記簿に記載されている者全員と一致すること。
役員には監査役も含めて記載すること。
 - ・ 事業の範囲は、定款及び登記簿に記載されているとおり記載すること。
なお、事業の範囲が多過ぎるときは給水装置工事関係のものはすべて列記し、
その他、関係のないものは省略してもよい。
- (2) 機械器具調書（別表）
種別欄は、様式最下段の注意書きのと通りの区分で記入すること。
（該当機具の写真を添付）
※機具ごとに撮影し、キャプションを入れること。ワード等に貼付け可。
- (3) 誓約書（様式第2号）
代表者が役員分一括して誓約すること。
- (4) 添付書類
法人の場合は、登記簿謄本の原本（発行日から3か月以内）
定款または寄付行為の写し（原本証明をお願いします。）
（※ 注意 ： 登記簿と定款の内容が必ず一致していること。）
個人の場合は、住民票または外国人登録証明書の写し（発行日から3か月以内）
- (5) 持参書類
給水装置工事主任技術者免状の原本（コピーは上下水道部にてとります。）
※郵送申請の場合はコピーのみで可
- (6) その他、参考として任意に提出を願うもの
店舗等の位置図（市販の住宅地図を利用して拡大部, 詳細部を作成）
建設業許可（水道関係分）を受けている場合は、その許可書の写し
店舗の写真（外観、内部）
- (7) 手数料
指定日に、20,000 円を要します。

2. 指定以降14日以内に提出するもの

様式第6号 給水装置工事主任技術者選任届出書

選任する者は必ず当初指定申請したときの申請書（様式第1号）裏面に記載されているものと一致すること。選任の日付は、指定日以降になるのでご注意ください。

3. 指定以降、随時すみやかに提出する必要があるもの

- (1) 様式第6号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- (2) 様式第4号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- (3) 様式第5号 指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書